

個人で事業を行っているかたは、記帳と帳簿の保管が必要です

◆対象となるかた

事業所得,不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う 全てのかたです。

記帳・帳簿等の保存制度

※所得税及び復興特別所得税の申告が必要のないかたも記帳・帳簿等の保存が必要です。

◆記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先その他の相手かたの名称、金額、日々の売上げ・仕入れ・経費の金額等を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

※記帳用の帳簿(記帳・収支内訳書作成の手引き)は、田尻総合支所市民福祉課の窓口に備え付けております。

税務署では、白色申告のかたで、新たに記帳を行うかたや記帳の仕方がわからないかたのために、記帳・帳簿等の保存制度の概要や記帳の仕方等を説明する「記帳説明会」を実施しています。説明会をご希望のかたは、税務署に直接お問い合わせください。記帳の仕方や分類方法など、詳しくは下記までお問い合わせください。

【問い合わせ】古川税務署(電話:22-1711)・市民福祉課 税務担当(電話:39-1114)

年末年始の休業について

田尻総合支所・大崎市民病院田尻診療所は、12月28日(土)から1月5日(日)まで休業です。田尻地域各公民館・田尻総合体育館は12月29日(日)から1月3日(金)まで休業です。 ごみの収集については、1月2日(木)の「燃やせるごみ」は収集しません。

※年末年始の休業中の婚姻届・死亡届などは田尻総合支所宿直室で受付しますので、田尻スキップセンター東側の職員入口にお越しください。

【問い合わせ】地域振興課(電話:39-1111)

凍結した路面に注意しましょう

冬季は凍結した路面によるスリップ事故や追突事故が多くなる季節です。「いつもの倍の車間距離を取る」,「ライトは早めに点灯する」,「時間に余裕をもって出発する」等安全運転を心がけましょう。

【問い合わせ】地域振興課(電話:39-1111)



交通指導隊田尻分隊では、隊員を募集しています!! 田尻地域内の交通安全を守るため、あなたも交通指導隊員に なって活動してみませんか?

- Q どのような仕事?
- A 地域や学校等の行事の際に、交通事故の防止に努めます。 また、通学路における交通安全の確保を行うなど、地域に密着した仕事です。
- Q 支給される手当は?
- A 交通安全指導などに従事した場合に、1日3、000円が支給されます。 また、年報酬として隊員の場合、38、000円が支給されます。
- Q 災害にあった場合は?
- A 公務上、災害があった際は、条例により損害が補償されます。

【問い合わせ】地域振興課(電話:39-1111)

